

令和7・8年度

八女西部広域事務組合建設工事競争入札参加資格審査申請について【工事関係】

八女西部広域事務組合が発注する工事請負についての競争入札参加希望者は、下記の要領により競争入札参加資格審査申請書を提出(郵送又は持参)してください。

なお、提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、入札参加資格審査申請の取消しなどの、厳正な措置を取りますのでご注意ください。

1. 提出及び受付について

(1) 期 間 令和7年2月3日(月)～3月14日(金) (土日祝日を除く)

※以降は令和9年1月31日まで随時受付

(2) 時 間 8時30分～17時00分まで(12時00分～13時00分を除く)

(3) 提出書類

○別紙「提出書類一覧1～17」までの書類を提出すること。なお、1～14までの書類は番号順にフラットファイル(A4タテ(A4-S)・イエロー・紙)に綴じて提出すること。また、ファイル背表紙の下段には会社名を記入すること。

○筑後市、八女市、大川市、広川町、大木町に競争入札参加資格がある場合は、市町提出時の書類の写しでも可とする。

(4) 提出方法

○郵送又は持参によること。

○郵送の場合は、封筒の表に【競争入札参加資格審査申請書在中】と朱書きすること。

○受付票が必要な場合は、返信用封筒(110円切手貼付)を同封すること。

○参加資格申請を複数する場合(物品・委託・工事のうち2つ以上)は、まとめて郵送(返信用封筒は1枚で可)すること。

(5) 提出先

〒833-0002 筑後市大字前津2088番地6

八女西部広域事務組合 事務局 TEL0942-52-7536

2. 入札参加資格有効期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日(随時受付の場合は受付日から有効)

3. 申請者の資格(参加要件)

建設工事競争入札参加希望業種申請書(様式第2号の1)に掲げる業種を事業として営む法人又は個人であること。ただし、申請日現在有効の建設業の許可及び経営事項審査を受けている者で、次に該当する者を除く。なお、申請後に下記に該当する状態になった場合には参加資格を取消すものとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者で、明らかに請負者として不適当であると認められる者
- (4) 国税（法人税又は個人にあっては所得税並びに消費税及び地方消費税）、県税（事業税、県民税）及び市町村税を完納していない者
（競争入札参加資格審査申請受付後に滞納がある事実が判明した場合には、競争入札参加資格を取り消すものとする。）
- (5) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者
- (6) 建設業法第27条の23による経営に関する事項の審査を受けていない者

<参 考>

地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

<地方自治法施行令第167条の4第2項各号の続き>

- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- ⑦ この項（この号を除く。）規定により一般競争入札参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4. 問 合 せ

〒833-0002 筑後市大字前津2088番地4

八女西部広域事務組合 事務局 TEL 0942-52-7536

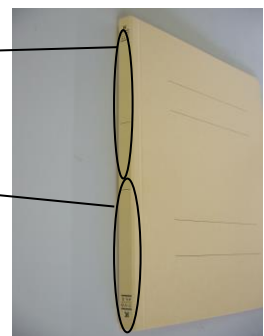
【提出書類一覧】

番号	提出書類	提出 必須	押印 要否	備 考	チェック 欄
1	競争入札参加資格審査申請書	○	要	指定様式を使用のこと。	
2	競争入札参加希望業種申請書	○		指定様式を使用のこと。	
3	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定通知書	○		申請日現在有効なもの	
4	建設業許可証明書	○		申請日現在有効なもの	
5	支店・営業所等一覧表			独自様式でも可	
6	委任状		要	独自様式でも可 委任状況に留意のこと。	
7	使用印鑑届	○	要	指定様式を使用のこと。	
8	技術者経歴書	○		独自様式でも可	
9	工事経歴書（公共工事）	○		希望業種ごとに作成のこと。独自、他 市町様式の場合は、希望業種分がわかる ようにし、また、公共工事とその他工事 が混在する場合は、公共工事に○印を つける等、区別できるようにすること。	
10	工事経歴書（その他の工事）				
11	納税証明書（国、県、市町村）	○		申請日から直近3か月以内に発行され たもの	
12	現在（履歴）事項全部証明書 ・ 身分証明書	○		法人業者は現在（履歴）事項全部証明書 （申請日から直近3か月以内発行された もの）、個人業者は身分証明書を添付す ること。	
13	誓約書	○	要	指定様式を使用のこと。	
14	役員名簿			独自様式でも可	
15	工事請負業者登録カード	○		指定様式を使用のこと。	
16	受付票	○		指定様式を使用のこと。	
17	返信用封筒（長型3号）			受付票の返送が必要な場合に提出。 送付先を明記のうえ、110円切手を貼 付すること。 受付票にクリップ留めすること。	

【フラットファイルについて】

組合で受付番号を記入するため空白
にしておくこと。

会社名を記入すること。
「競争入札参加申請書」等の記入は不要。



【記載要領】

番号	提出書類	要 領
1	競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号の1)	○申請者は本社の代表者とし、 <u>実印</u> を押印すること。 ○支社(支店又は営業所)へ業務委任を行う場合は、委任先の所在地も記入すること。
2	競争入札参加希望業種申請書 (様式第2号の1)	○入札参加の希望業種を、 <u>3業種</u> を限度とし順位を記入すること。なお、 <u>希望順位等は、「工事請負業者登録カード(様式第10号の1)」の優先順位と一致させること。</u> ○総合評定値は、希望した業種の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(P)のみを記入すること。
3	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書	○申請日現在有効なものを提出すること。 ○総合評定値Pの点数が記載されていること。
4	建設業許可証明書	○申請日現在有効な許可証明書の写し、又は許可通知書(更新許可通知書)の写しを提出すること。 ○許可更新中である場合は、更新手続き済みであることが確認できる書類(更新申請書で受付印のあるもの等)を提出すること。
5	支店・営業所等一覧表 (様式第3号)	○独自、他市町様式でも可。本社のみの場合は提出不要。
6	委任状(様式第4号)	○入札参加資格の有効期間を通して、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人(支店長・営業所長・出張所長等)に委任する場合は、必ず提出すること。(委任がない場合は提出不要) ○独自、他市町様式でも可。その場合、委任事項の内容に留意のこと。
7	使用印鑑届(様式第5号)	○入札・契約等の際に使用する印鑑を押印すること。 ○代理人を置いた場合(支店長等に年間委任する場合は、委任状の受任者印と同一であること。 ○個人の場合は個人印を押印すること。(会社印(角印)ではない。)
8	技術者経歴書 (様式第6号の1)	○自社で雇用している技術者について記入すること。 ○独自、他市町様式でも可。 ○異なる業種の資格を併せ持つ技術者は、業種ごとに別々に記載すること。

番号	提出書類	要 領
8	技術者経歴書 (様式第6号の1)	○監理技術者の資格を持つ者は、資格区分とは別に監理技術者区分の「監理」を○で囲むこと。 ○技術者数が経営事項審査結果通知書の技術者数と異なる場合は、雇用・資格の確認ができる書類（社会保険証・賃金台帳・資格者証等の写し等）を添付すること。 ○技術者が経営事項審査結果通知書で確認できない資格・認定等を保有する場合は「実務・業務経歴」欄に資格名・認定等を記載し、該当する資格者証・認定証の写しを添付すること。
9 10	工事経歴書 (様式第7号の1の1) (様式第7号の1の2)	○業種ごとに作成すること。 ○申請日から直前2年間に完了した業務を記載すること。 【記載要領】 ① 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに記載すること。 ② 完成工事(申請日から直近2年間に完成した建設工事をいう。)を、記載された請負代金の額(工事進行基準を採用している場合において、当該工事進行基準が適用される完成工事については、⑤により括弧書で付記された完成工事高)の合計が、完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合において、当該工事進行基準が適用される完成工事については、その完成工事高。⑤を除き、以下同じ。)の合計のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事(申請日から直近2年間に着工し、未だ完成していない主な建設工事をいう。)を同様に記載すること。 ③ 「元請又は下請の別」の欄は、元請と下請の別の記載に加え、共同企業体(JV)として行った工事については、JVと付記すること。 ④ 「配置技術者氏名」の欄は、完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により申請日から直近2年間に置かれた者の氏名をすべて記載すること。

番号	提出書類	・要 領												
9 10	工事経歴書 (様式第7号の1の1) (様式第7号の1の2)	⑤「請負代金の額」の欄は、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。 ⑥「請負代金の額」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事についてこの表を作成する場合においては、同表の(二)欄に掲げる略称を「うち()」の括弧内に記入し、工事ごとに同表の(三)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。 <table border="1"> <tr> <th>(一)</th><th>(二)</th><th>(三)</th></tr> <tr> <td>土木一式工事</td><td>P C</td><td>プレストレストコンクリート工事</td></tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td><td>法面処理</td><td>法面処理工事</td></tr> <tr> <td>鋼構造物工事</td><td>鋼橋上部</td><td>鋼橋上部工事</td></tr> </table> ⑦「合計」の欄は、完成工事の件数の合計及び完成工事に係る請負代金の額の合計並びに⑥により「P C」、「法面処理」及び「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。 ⑧ 下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。）については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。	(一)	(二)	(三)	土木一式工事	P C	プレストレストコンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事	法面処理	法面処理工事	鋼構造物工事	鋼橋上部	鋼橋上部工事
(一)	(二)	(三)												
土木一式工事	P C	プレストレストコンクリート工事												
とび・土工・コンクリート工事	法面処理	法面処理工事												
鋼構造物工事	鋼橋上部	鋼橋上部工事												
11	納税証明書（未納、滞納のないことの証明書）	○課税、非課税に関わらず、別表「納税証明書提出一覧」の区分に従って提出すること。 ○申請日から直近3か月以内に発行されたものを提出すること。 ○委任がある場合、都道府県・市町村税は受任地のものを提出すること。この場合の国税は、本社のものを提出すること。 ○当該都道府県税事務所及び市町村が「未納(滞納)税額のないことの証明書」を発行していない場合は、課税されている税目の過去2ヶ年度(令和5・令和6年度)分の納税証明書を提出すること。												
12	現在（履歴）事項全部証明書・身分証明書	○申請日から直近3か月以内発行のものを提出すること。 ○法人は現在事項全部証明書又は履歴全部事項証明書、個人は本籍のある市町村発行の身分証明書を提出すること。												

番号	提出書類	要 領
13	誓約書（様式第8号の1）	○指定の様式を使用し、記載事項について認識・了承し、記入押印すること。
14	役員名簿（様式第9号）	○法人の場合は、全部事項証明書に掲載されている役員（代表者及び監査役を含む。）すべてを記載すること。 ○支店等に委任する場合は、上記に加えて契約者となる支店長等も記載すること。 ○個人の場合は、代表者を記載すること。
15	工事請負業者登録カード （様式第10号の1）	○ <u>指定ファイルと一緒に綴らずに提出すること。</u> ○業者番号は、経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の許可番号と一致のこと。 ○「登録希望業種」欄の「希望順位」「業種番号」「業種名」は、「競争入札参加希望業種申請書（様式第2号の1）」と一致のこと。 ○「登録希望業種」欄の「総合評点」「年平均」「許可区分番号」「有効期限」「技術者数」は経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書と一致のこと。 ○「登録希望業種」欄の「工事種別」は、実績が多い分野、工種、工法を記入すること。（例 交通安全施設工事、PC橋上部工事、堰・水門工事、空調整備工事など） ○「職員（資格者）の人数」欄は、提出日現在の人数を記載すること。また同一資格で1級と2級を併せ持つ場合は、1級だけの人数を記載すること。
16	受付票（様式第11号の1）	○ <u>指定ファイルと一緒に綴らずに提出すること。</u> ○申請者名を記入して提出すること。
17	返信用封筒（長形3号）	○受付票の返送が必要な場合には、送付先を明記、110円切手を貼付し提出すること。（受付票にクリップ留め）

【その他注意事項】

○建設業法第27条の23の規定により、経営事項審査の有効期限が切れた者は公共工事を請け負うことはできない。

○申請事項に変更が生じた場合は、「資格申請書変更届」を提出すること。

○特に定めのない条例、規則等については、筑後市の条例、規則等を準用するものとする。

【建設工事の種類、内容等の例示】

番号	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
		「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」(昭和47年3月8日 建設省告示第350号)	「建設業許可事務ガイドラインについて」(平成13年4月3日国総建第97号)別表1 最終改正 令和6年12月13日国不建第134号
01	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ）	
02	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
03	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	とび・土工・コンクリート工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
06	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
07	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
08	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
09	管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

番号	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
		「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」(昭和47年3月8日 建設省告示第350号)	「建設業許可事務ガイドラインについて」(平成13年4月3日国総建第97号)別表1 最終改正 令和6年12月13日国不建第134号
10	タイル・レンガ・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

番号	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
		「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」(昭和47年3月8日 建設省告示第350号)	「建設業許可事務ガイドラインについて」(平成13年4月3日国総建第97号)別表1 最終改正 令和6年12月13日国不建第134号
24	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事		工作物解体工事

【納税証明書提出一覧】

税 種		証 明 書 発 行 所	申請者		
			法人	個人	備 考
国 税	法 人 税	所轄税務署	○		未納税額のない証明。本社所在地の税務署発地の税務署発行分。
	所 得 税			○	
	消費税及び地方消費税		○	○	
県 税	事 業 税	都道府県税 事 務 所	○	○	未納税額のない証明。委任がある場合受任地のもの。
	県 民 税		○	○	
市 町 村 税	法 人 市 民 税	市町村役場	○		未納税額のない証明。委任がある場合受任地のもの。
	市 町 村 民 税			○	
	固 定 資 産 税		○	○	
	軽 自 動 車 税		○	○	
	国 民 健 康 保 険 税			○	